

2021年7月1日

デジタル・フォレンジック研究会
第18期 第3回「法曹実務者」分科会

グローバル内部通報制度の 構築と運用の実務

T M I 総合法律事務所 パートナー
弁護士・情報処理安全確保支援士
寺門 峻佑

※本資料は、配布／公開用の抜粋版となります。当日、詳細説明を記載した資料を投影いたします。

寺門峻佑（てらかど しゅんすけ）

TMI総合法律事務所 パートナー弁護士（日本・NY州）
情報処理安全確保支援士・情報セキュリティ監査人補

ご質問がありましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。

E-mail : sterakado@tmi.gr.jp

URL : http://www.tmi.gr.jp/staff/s_terakado.html



- TMIプライバシー&セキュリティコンサルティング株式会社取締役、内閣サイバーセキュリティセンタータスクフォース構成員、防衛省陸上自衛隊通信学校非常勤講師、経済産業省大臣官房臨時専門アドバイザー、滋賀大学データサイエンス学部インダストリアルアドバイザー、情報処理安全確保支援士会理事を歴任。
- データ利活用における個人情報保護法・各国データ保護法対応、情報セキュリティインシデント対応・情報セキュリティ管理体制構築を中心としたデータ・プライバシー・サイバーセキュリティ領域、システム/アプリ開発・ライセンスビジネスを中心としたIT法務・紛争、フォレンジックを含む不正調査案件を主に取扱う。
- ロサンゼルスでのQuinn Emanuel Urquhart & Sullivan, LLPにおける国際紛争案件、サンフランシスコでのWikimedia Foundation, Inc.法務部における各国データ保護法・各国著作権法・ドメイン保護案件、エストニアでのLaw Firm SORAINENテクノロジーセクターにおけるeコマース・Fintech関連案件の経験も有する。

1. はじめに
2. グローバル内部通報制度構築の実務
3. グローバル内部通報制度運用の実務
4. 頻出論点 (FAQ)
5. Q&A

1. はじめに

- (1) 内部通報制度の意義と現状
- (2) 改正公益通報者保護法

(1) 内部通報制度の意義と現状

まとめ：内部通報制度の位置づけと導入状況

- 不正行為の抑止、自浄作用の向上、従業員が安心して通報できる環境整備、規定に基づく適切な通報対応の確保、株主や取引先等に対するアピールなど
- 企業における不正行為は内部通報で発覚することが多い
- コーポレートガバナンスコードとの関係

【原則 2 - 5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、**内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。**

補充原則 2 - 5 ① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、**経営陣から独立した窓口の設置**（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、**情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律**を整備すべきである。

- 一般的な内部通報制度の大企業における導入状況は9割超

(2) 改正公益通報者保護法

改正公益通報者保護法：2020年6月12日公布、2022年6月までに施行

現行法：事業者には内部通報に対応するための体制整備義務はなし

改正法：事業者に対し体制整備等を義務付け

- **公益通報対応業務への従事者**を定めること（11条1項）
- **公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置**をとること（11条2項）
 - 「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（案）」
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_cms206_210428_03.pdf
- **実効性確保のための行政措置**（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入（15条・16条）
- 中小事業者（従業員300人以下）については努力義務（11条3項）

(ご参考) 内部通報制度の参考資料



- 公益通報者保護法と制度の概要：消費者庁ウェブサイト
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/
- 内部通報制度認証：公益社団法人商事法務研究会ウェブサイト
<https://wcsmark.secure.force.com/>
- 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（2016年12月9日・消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/pdf/overview_190628_0004.pdf
- 「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/pdf/research_190909_0002.pdf
- 「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」（2019年6月28日・経産省）
https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190628003/20190628003_01.pdf
- 「内部通報制度の実効性向上の必要性」（2019年10月11日・消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/pr/pdf/pr_191018_0003.pdf
- 「内部通報制度に関する企業等向け内部規定例」（2019年10月・消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/pr/pdf/pr_191018_0006.pdf

**上記は主として国内の内部通報制度向け
⇒グローバル内部通報制度の導入にあたっては特別の考慮が必要**

2. グローバル内部通報制度構築の実務

- (1) グローバル内部通報制度の必要性
- (2) グローバル内部通報制度導入の法的留意点
- (3) グローバル内部通報制度導入の進め方

(1) グローバル内部通報制度の必要性



なぜグローバル内部通報制度が必要なのか？

(2) グローバル内部通報制度導入の法的留意点

導入時にいかなる現地法への対応が必要か？

(3) グローバル内部通報制度導入の進め方



導入ステップとハードルはどのようなものか？

3. グローバル内部通報制度運用の実務

- (1) 通報の流れ
- (2) 運用上の留意点

(1) 通報の流れ

一般的な通報対応の流れはどのようなものか？

(2) 運用上の留意点

内部通報受領後の初動対応の留意点は？

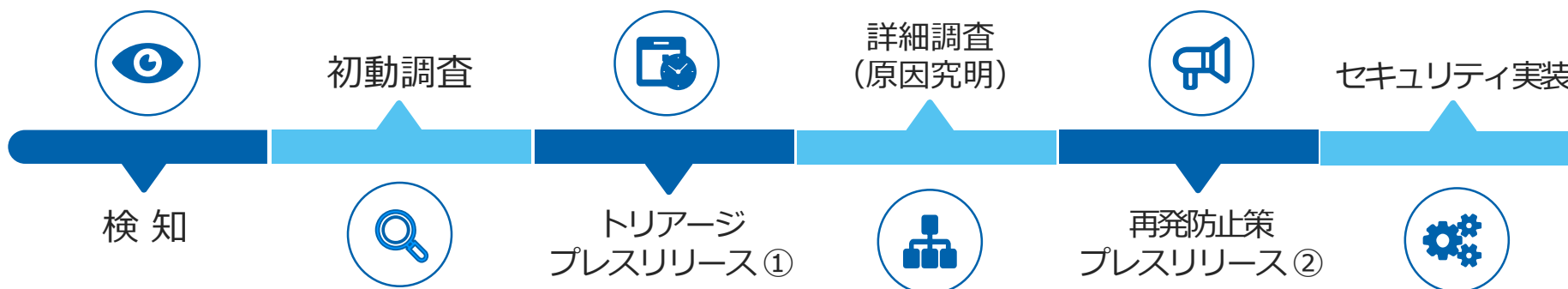
日本本社と現地拠点の調査体制は？

調査実施・是正対応の留意点は？

4. 頻出論点 (FAQ)

- ① グローバル内部通報制度導入・運用のリスクは？
- ② グローバル内部通報制度導入・運用のコストは？
- ③ 制度導入を現地拠点にどう理解してもらうか？
- ④ 制度導入のハードルが高いor要注意の国や地域は？
- ⑤ 通報に対する調査はどのように実施するか？イニシアティブを持つのは現地拠点か日本本社か？
- ⑥ 匿名通報の取扱いをどうするか？

(ご参考) セキュリティ・インシデント対応と支援メニュー



初動調査支援	トリアーシ、被害拡大防止支援	再発防止策策定支援	セキュリティ実装支援
--------	----------------	-----------	------------

初動対応アドバイス

- ☑ トリアーシアドバイス
- ☑ フォレンジック業者選定
- ☑ フォレンジック調査のスコープ決定・ディレクション

- ☑ 第三者委員会組成
- ☑ 詳細調査実施

- ☑ 組織再編プラン
- ☑ セキュリティシステムプラン

- ☑ 規程類見直し
- ☑ インシデント対応フロー見直し
- ☑ セキュリティシステム導入

IR・広報お客様対応支援

- | | | |
|---------------------|-------------------------|---------------------|
| ☑ 1次プレスリリース (初動版)作成 | ☑ 適時開示 | ☑ 2次プレスリリース (フル版)作成 |
| ☑ 本人通知作成 (メール・郵便) | ☑ コールセンタのセット | ☑ 本人通知作成 |
| ☑ 記者会見セット・リハ | ☑ お客様対応アドバイス (クレーム処理方針) | ☑ 記者会見セット・リハ |
| | | ☑ 適時開示 |

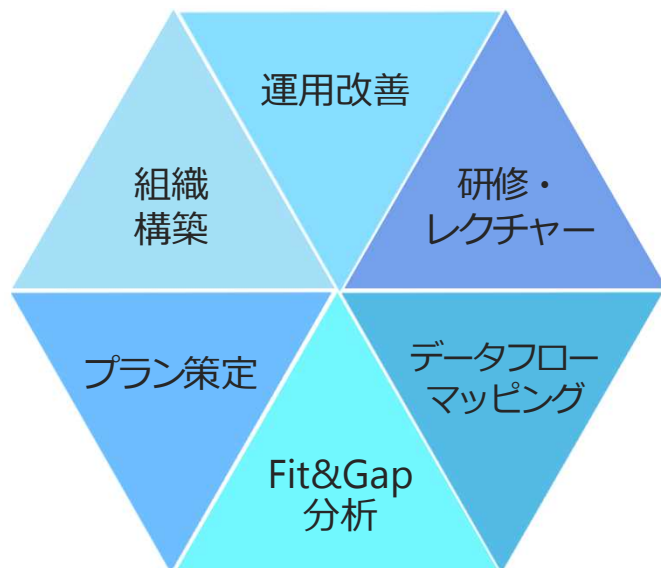
当局対応支援

- ☑ 1次報告 個人情報保護委員会
- ☑ IPA・JP-CERT
- ☑ サイバー犯罪対策課
- ☑ 当局対応
- ☑ 2次報告

被害補償対応支援／被害回復支援

- ☑ 被害補償対応
- ☑ ベンダへの請求
- ☑ 刑事告訴

経営責任 / 説明責任



組織構築

- ✔ 各種規程の改定
- ✔ セキュリティ管理委員会組成
- ✔ セキュリティ施策実装
- ✔ サイバー保険の導入支援

成果物例：

- ・各種ポリシー
- ・各種規程・マニュアル

研修・レクチャー

- ✔ プロジェクト当初における経営層レクチャー
- ✔ プロジェクト最終における事業部レクチャー

成果物例：レクチャー資料

Fit&Gap 分析

- ✔ セキュリティアセスメント
- ✔ プライバシーインパクトアセスメント

成果物例：Fit&Gap シート

運用改善

- ✔ セキュリティ管理委員会運用
- ✔ インシデント発生時の有事対応

成果物例：

セキュリティ管理委員会参加

データフローマッピング

- ✔ ビジネスフローマッピング
- ✔ データフローマッピング

成果物例：

- ・ビジネスフローシート
- ・データマッピングシート

プラン策定

- ✔ GAP 事項のクリアランス計画策定

成果物例：

クリアランス計画書

(ご参考) データ利活用支援メニュー



データの収集



- ✔ データマッピング作成
(散在するデータを収集・集約)
- ✔ デジタルトランスフォーメーション (DX) 支援
(データ化されていないデータを発掘)
- ✔ 価値あるデータと無価値なデータの分別
- ✔ プライバシーポリシーの整備
- ✔ クッキーポリシーの整備

データ管理体制



- ✔ セキュリティ アセスメント
- ✔ クラウド利用のためのアセスメント

データ匿名化処理

- ✔ 匿名化処理などリスク低減化プラン策定
- ✔ 再識別化リスクアセスメント

データの第三者との連携

- ✔ データ連携・提供契約の締結
- ✔ API 連携ポリシーの策定

データの利用



- ✔ ターゲティング広告
- ✔ CRM 施策の検討
- ✔ データの第三者への販売支援

メディアの選別

- ✔ ブランド (レピュテーション) コントロール
 - ⓧ 不適切なメディアへの掲載を防止
 - ⓧ ブランドセーフティ
 - ⓧ アドベリフィケーション
- ✔ アドフラウド (広告不正) 防止対策

5 . Q&A

ご清聴ありがとうございました

ご質問がありましたら、ご遠慮なく下記までご連絡ください。

E-mail : sterakado@tmi.gr.jp

URL : http://www.tmi.gr.jp/staff/s_terakado.html